



今年納期の税・料金

固定資産税・都市計画税
(4期分)
国民健康保険税(7期分)
介護保険料(7期分)
後期高齢者医療保険料
(7期分)

国税務課Tel 28—8021

2

●**特定保健指導** 特定保健指導利用券が届いていないように注意しましょう。

●**避難口の確認** 窓などの開口部は大事な避難口です。いざというときに逃げられるよう、除雪をしましょう。

●**住宅用火災警報器の交換時期** 住宅用火災警報器は、古くなると電池切れや故障で火災を感知しなくなることがあります。10年を目安に交換しましょう。

●**滝川消防署予防課** Tel 23—1252

みんなの*

伝言板

※掲載希望者は、毎月8日(必着)までに、はがき・FAXで秘書課まで送付ください。

FAX 22-7008

◎募集しています

▶**小筆の会** ㊟火曜日(月3回) 10時～11時 ㊟街なかひろば「く・る・る」 ㊟小筆のかたと漢字の調和のとれた書に親しんでみませんか。日常使われる「のし袋」など実用書も基本から学ぶことができます。㊟月額3,000円(入会金500円) ㊟佐々木Tel 22-1798

▶**着物着付教室** ㊟水曜日(月2回) 14時～16時 ㊟緑地区コミュニティセンター ㊟月額2,000円 ㊟本間Tel 24-5587

▶**障害者教室(そば打ち教室)** ㊟12月19日(金)、1月23日(金)、2月27日(金) 11時～14時 ㊟三世代交流センター ㊟障がい者の社会参加と市民の理解を深めることを目的に、障がいのある方もない方も一緒に楽しく学び合える教室です。㊟1回1,200円(受講料500円、材料費700円) ㊟滝川身体障害者福祉協会Tel 24-8167(火～土曜日9時～17時／祝日は除く) ※定員＝5人。申込期限＝12月10日(水)

▶**滝川市民合唱団(混声)** ㊟水曜日19時～21時 ㊟音楽公民館 ㊟高校生以上 ㊟オロロン鳥やエトピリカなど北海道の鳥たちの歌「海鳥の詩」に取り組みます。㊟月額3,000円 ㊟松嶋Tel 24-1727、木下Tel 75-2896

▶**滝川市婦人会音楽部員** ㊟月曜日(月2～3回) 10時30分～12時 ㊟本町地区コミュニティセンター ㊟小さいころに歌った、童謡、懐かしいうたを歌ってます。㊟月額1,000円 ㊟経塚Tel 090-2874-0167

▶**リブラーンたきかわ12月受付講座** ㊟ゆったりストレッチ講座、笑顔をつなぐフォークダンス後期講座、脳トレ～おもしろ将棋入門講座、楽しい「パステル切り絵」講座などの8講座 ㊟滝川生涯学習振興会員(途中加入可) ㊟5,000円(年会費) ㊟滝川生涯学習振興会Tel 23-0294(火～土曜日9時～17時／祝日は除く)。 ※受付開始＝12月2日(火)

▶**筆ペン・絵手紙・絵画サークル「葉月会」** ㊟火曜日 13時～15時 ㊟本町地区コミュニティセンター ㊟仲間と一緒に楽しく勉強し合い、心静かに癒される2時間です。各種添削もします。初心者歓迎、用具無料貸し出し、希望者には毛筆指導も行います。段級位取得も可能。㊟筆ペン習字・毛筆指導コース、絵手紙・絵画指導コース＝各コース月額3,000円 ㊟出口詠山(えいざん)Tel 090-4871-5388

◎催し物のご案内

■**滝川ジュニアバンド クリスマスコンサート** ㊟12月20日(土) 13時30分～ ㊟滝川市民交流プラザ ㊟滝川ジュニアバンドとゲスト出演として滝川吹奏楽団(クラリネットアンサンブル、サクソフォンカルテット、金管五重奏)がクリスマスコンサートを行います。㊟無料 ㊟滝川ジュニアバンド後援会e-mail: takikawa.jb.sub@gmail.com

■**難病患者相談交流会～茶話会** ㊟12月6日(土) 13時30分～ ㊟まちづくりセンター ㊟お気に入りのお茶やお菓子を持参し、気軽に難病患者や家族・関係者等との交流を図りひとりで感じていた不安や疑問などを出し合い少しでもその解消に寄与するような交流会です。㊟無料 ㊟北海道難病連中空知支部Tel 23-7866 ※事前申し込み不要。

■**12月「駅カフェ」** ㊟12月14日(日) 10時30分～14時 ㊟江部乙駅 ㊟11時＝うたずき合唱団が「上を向いて歩こう」「見上げてごらん夜の星を」ほかすてきな歌声を聞かせてくれます。12時＝国学院短大生企画「私は誰でしょう？サンタバージョン」&「どっちが多い？クリスマス編クイズ」。カフェコーナーでは、ベルクのパン・ピーベリーのコーヒータラテがあります。 ㊟江部乙まちコミ隊女子部・曾我部Tel 090-9088-6284

■**子育てサロン「ありす」** ㊟12月19日(金) 10時～12時 ㊟おおむね0～5歳未満の子どもとその家族 ㊟あそびテーマ「クリスマス会」 ㊟1家庭100円(保険料) ㊟国学院大学北海道短期大学部Tel 23-4111 ※申込期限＝12月18日(木)15時(先着30人)

■**認知症の人と共に歩む家族の会 あけぼの会ひだまりサロン(一日託老)** ㊟①12月5日(金)、②19日(金) 10時～15時 ㊟本町地区コミュニティセンター ㊟①ふまネット運動、手遊び、認知症カフェ、脳トレパズル、体操 ②4色足踏みラダー運動、手遊び、ビンゴ大会、認知症カフェ、体操 ㊟事務局・山下Tel 22-4846

その他	健康	福祉	生活	スポーツ	講・催	募集
-----	----	----	----	------	-----	----

福祉

献血にご協力をお願いします

日時・場所 12月27日(土) 29日(月) 各日9時30分～12時、13時30分 16時 ㊟イオン滝川店(東町) ㊟福祉課Tel 28—8024

健康

冬休み歯科相談

日時 12月22日(月)、令和8年1月7日(水) 各日9時～16時 場所 保健センター 内容 歯科相談、歯ブラシの選び方や歯ここの残りやすい所の効果的な磨き方など、フッ素塗布(希望者520円) 対象 4歳～小学生 申込 12月19日(金)までに保健センター窓口または電話で申し込み。 ㊟健康づくり課Tel 24—5256

特定保健指導をご利用ください

特定保健指導利用券が届いていないように注意しましょう。

る方は、生活習慣改善のため、特定保健指導を利用しましょう。

日時 保健センター開庁日のうちご希望の日時で調整します(30分程度)。

場所 保健センター 対象 40～74歳の市国民健康保険加入者で特定健診を受診した方のうち特定保健指導の対象者(積極的・動機付け支援) ※12月26日(金)までにご利用の方、先着30人に最大1,000円分の商品券を後日進呈。詳しくは特定保健指導利用券と同封のチラシをご覧ください。

持ち物 特定保健指導利用券、健診結果、筆記用具 ㊟健康づくり課Tel 24—5256

よくわかる！健診結果説明会

健診結果を確認し、歯科・栄養についてアドバイスするなど、一人ひとりにあった生活習慣改善ポイントを説明します。 日時 12月17日(水) 9時15分～11時 場所 農村環境改善センター 対象 40～74歳の市国民健康保険加入者で特定健診を受診した方、後期高齢者医療制度加入者で後期高齢者健診を受診した方 持ち物 健診結果、筆記用具 ※みそ汁やスープをお持ちいただくと塩分濃度測定ができます。

申込 12月10日(水)までに保健センター窓口または電話で申し込み。 ㊟健康づくり課Tel 24—5256

赤ちゃん教室

すくすくランド

日時 ①12月19日(金) ②令和8年1月23日(金) 各日13時30分～15時(身体計測をご希望の方は13時～13時15分の間にお越しください) 場所 保健センター 内容 ①赤ちゃんのホームケア、交流 ②発達と生活リズム、事故防止、わらべ歌遊び 対象 令和7年9～10月生まれの赤ちゃんとその保護者 持ち物 母子手帳、バスタオル、赤ちゃんの身の回りの物(おむつやミルクなど)、飲み物(水やお茶) 申込 前日までに保健センター窓口または電話で申し込み。 ㊟健康づくり課Tel 24—5256

る者に対して寄付をすると処罰されます。

有権者が寄付を求めることもできません。『贈らない・求めない・受け取らない』の「三ない運動」を皆さんで徹底しましょう。

①政治家からの寄付禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内にある者に対して次のような名目で寄付を行うことは、特定の場合を除き禁止されています。有権者が求めてもいません。冠婚葬祭における贈答なども寄付になるので、注意してください。(例)病氣見舞い、地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差し入れ、葬儀の花輪・供花、お中元・お歳暮、本人が出席しない場合の結婚祝いや香典

②後援団体からの寄付禁止

政治家の後援団体(後援会など)が行う寄付も、政治家の寄付同様に禁止されています。『後援団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄付』は例外とされていますが、この場合も花輪、供花、香典、祝儀などや選挙前一定期間にされるものは禁止されています。

③政治家の関係会社などからの寄付禁止

政治家が役員・構成員である会社や団体が、政治家の名前を表示して行う寄付や、政治家の名前

などを冠した会社・団体が行う寄付も禁止されています。

④政治家等への寄付制限

政治家等への寄付についても、政治資金規制法による制限(量的制限、質的制限)や国、地方公共団体と請負などの関係にある者がそれぞれの選挙に関し行う寄付の制限などがあります。

◎「時候のあいさつ」などにも制限があります

政治家が選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報も含む)を出すことは禁止されています。また、政治家や後援団体が、選挙区内にある者にあいさつを目的で、新聞、雑誌、テレビ、ラジオで有料広告(いわゆる名刺広告など)を出すと処罰されます。このような広告を出すように求めることも禁止されています。

㊟選挙管理委員会事務局Tel 28—8050

年末年始火災予防運動

12月20日(土)～令和8年1月10日(土)

●全国統一防火標語 『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

「ストーブによる火災に注意」

ストーブのそばに洗濯物を干し

13 広報たきかわ 2025-12

2025-12 広報たきかわ 12